

# 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置

対象税目：法人事業税（地方税）

## ① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という。）は、民間の資金や創意工夫を最大限に活用するPFI事業に対し、円滑にリスクマネー（出融資）を供給する役割を担っている。PFI推進機構がこの業務を安定的に遂行するためには、資本金等による十分な財務基盤を有していることが必要となる。

○しかしながら、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。本措置は、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置を講じることにより、PFI推進機構の税負担を軽減し、その財務基盤を強化することを目的として平成29年度税制改正において創設された。

## 当該措置の政策体系における位置づけ

○【政策】5. 経済財政政策  
○【施策】5. 経済財政に関する施策の推進

## ② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法第72条の12第1項第2号、同法附則第9条第17項  
創設年度：平成29年度  
適用期限：令和9年3月31日まで（令和4年度改正により5年間延長）  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○PFI推進機構に係る法人事業税の資本割について、課税標準となる資本金等の額から一定額を控除する特例措置を講じている。令和4年度の税制改正において、激変緩和の観点から控除額を段階的に縮減する見直しを行った上で、適用期限を5年間（令和9年3月31日まで）延長した。事業年度の区分に応じた控除額（特例率）の詳細は以下のとおりである。

- ① 令和4年4月1日～令和5年3月31日 資本金等の額 × 17/20
- ② 令和5年4月1日～令和6年3月31日 資本金等の額 × 4/5
- ③ 令和6年4月1日～令和7年3月31日 資本金等の額 × 7/10
- ④ 令和7年4月1日～令和8年3月31日 資本金等の額 × 3/5
- ⑤ 令和8年4月1日～令和9年3月31日 資本金等の額 × 1/2

（出所）株式会社民間資金等活用事業推進機構各事業年度決算

## 減収額

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
金額（億円）	0.85	0.80	0.70	0.60	0.50		

## ③ アクティビティ

○本措置の適用により税負担を軽減し、将来の不測の事態への備え（損失吸収力）となる「利益剰余金」の着実な積み上げを促進する。出資金等の財政措置とは異なり、経営努力の成果である自前の利益蓄積は、投資判断能力（目利き力）や経営の健全性の証明となる。これにより、民間金融機関等からの高い信用と安心感を醸成し、民間投資を呼び込むための強固な財務基盤を確立する。

○この強固な財務基盤と高い信用を背景に、PFI推進機構が機動的にリスクマネーを供給することで、民間金融機関等の共同出融資への参入（行動変容）を促し、財政措置では代替困難な呼び水効果を創出する。

○この呼び水効果を通じて民間投資を最大化させ、多様な分野におけるPPP/PFI事業の裾野を拡大することで、最終的にわが国におけるPPP/PFIの事業規模全体の拡大を図る。

## ④ アウトプット

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
件数	1	1	1	1	1		
適用額（億円）	170	160	140	120	100		

（出所）株式会社民間資金等活用事業推進機構各事業年度決算

# ○アウトカムに対する効果分析

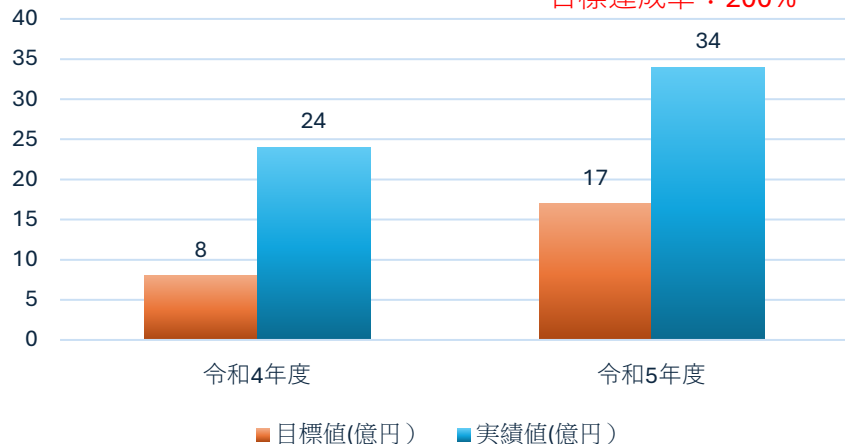
<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本特例措置の適用を通じて税負担を軽減し、将来の投資の焦げ付き等の不測の事態において損失を吸収する原資となる「利益剰余金」の着実な積み上げを促進する。これにより、国及び民間株主からの出資金を毀損することなくリスクをとれる、強固な財務基盤を構築する。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○強固な財務基盤の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：利益剰余金の額</li> <li>・ 目標値：令和4年度 8億円 / 令和5年度 17億円</li> <li>・ 対象期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで</li> </ul>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○強固な財務基盤を背景とした機動的なリスクマネーの供給を通じて、民間金融機関等との共同出融資を促進する。</p> <p>○PFI推進機構による支援を「呼び水」として民間資金の誘発額を最大化させることにより、限られた公的資金をレバレッジとして活用し、社会資本整備の成果の最大化（公的資金の活用効率の向上）を図る。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○呼び水効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：民間資金誘発倍率（PFI推進機構の出融資額（累積）に対する、誘発された民間企業等からの出融資額（累積）の比率）</li> <li>・ 目標値：令和4年度 8.5倍 / 令和5年度 7.9倍 / 令和6年度 7.4倍</li> <li>・ 対象期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで</li> </ul>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○PFI推進機構による支援を「呼び水」とした民間投資の誘発を最大化させることで、民間事業者の間でPFI手法の定着と資金調達・事業運営ノウハウの蓄積を促進する。これにより、従来はリスクや資金面から実施が困難であった多様な分野での案件組成を促し、事業の裾野が全国的・多角的に拡大する好循環を通じて、最終的にわが国におけるPPP/PFIの事業規模全体の拡大を図る。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○PPP/PFI事業の事業規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」に掲げる対象期間内のPPP/PFI事業の事業規模（累計）</li> <li>・ 目標値：15兆円（政府目標（令和13年度末までに30兆円）から逆算した進捗目安）</li> <li>・ 対象期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</li> </ul>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
<p>令和6年度 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の実績評価</p>	<p>本措置の適用によるPFI推進機構の財務基盤の強化状況（短期アウトカム：利益剰余金の額）や、出融資実績に基づく民間資金の誘発状況（中期アウトカム：民間資金誘発倍率）を客観的に把握・検証するため。</p>
<p>PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）</p>	<p>本措置の最終的な政策目標（長期アウトカム）である、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げられた事業規模目標の達成状況・進捗を検証するため。</p>

●分析手法：目標達成率（実績値/目標値）  
 選定理由：設定した各評価指標に対する進捗・達成状況を定量的かつ客観的に把握することが可能であり、政策効果の発現状況を的確に判定し得るため。

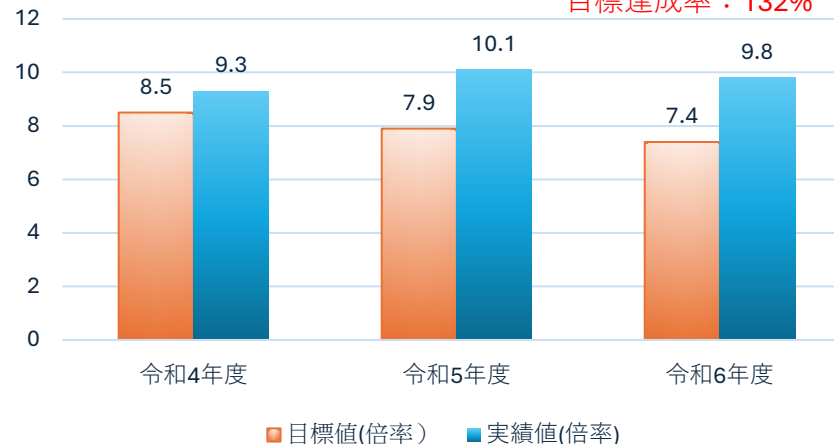
## 利益剰余金の推移

目標達成率：200%



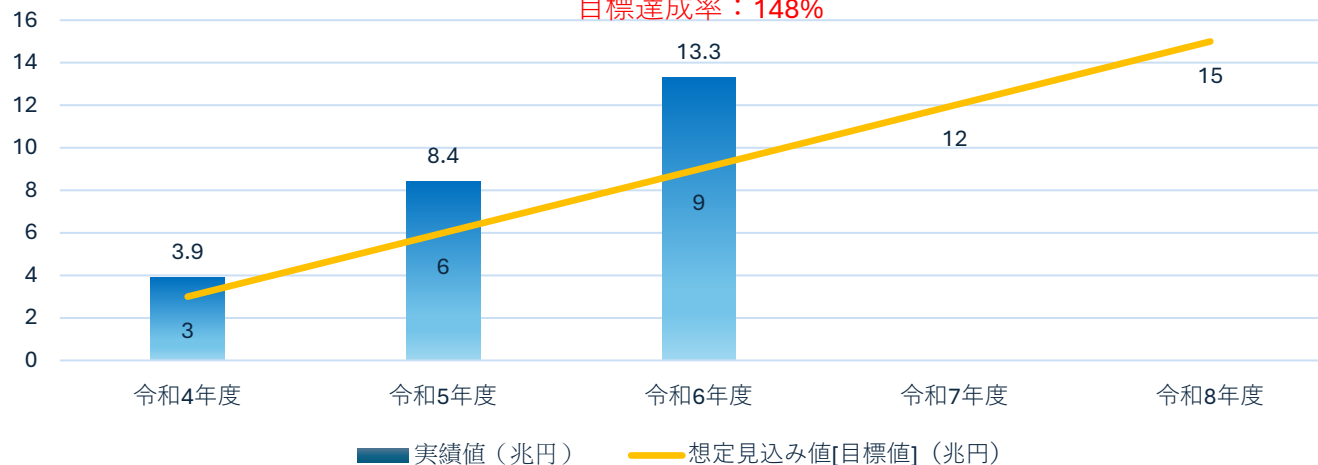
## 呼び水効果（民間資金誘発倍率）

目標達成率：132%



## PPP/PFI事業の事業規模の推移

目標達成率：148%



※想定見込み値：政府目標（令和13年度末までに30兆円）から逆算した進捗目安

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○利益剰余金の実績について、令和4年度は目標8億円に対して実績24億円、令和5年度は目標17億円に対して実績34億円となっており、目標値を継続して上回っている。本措置の適用により、積極的な投融資活動を支える強固な財務基盤の構築が着実に進展している。	○呼び水効果（民間資金誘発倍率）の実績について、令和4年度は目標8.5倍に対して実績9.3倍、令和5年度は目標7.9倍に対して実績10.1倍、令和6年度は目標7.4倍に対して実績9.8倍となっている。強固な財務基盤を背景とした機動的なリスクマネーの供給が、民間金融機関等の参画を促す呼び水として機能しており、民間資金の誘発と最大化に寄与している。	○「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる事業規模（累積）は、令和6年度時点で実績値が13.3兆円に達し、政府目標（令和13年度末までに30兆円）から逆算した令和7年度の進捗目安（12兆円）を前倒して達成している。PFI推進機構の支援を「呼び水」とした民間投資の誘発・最大化は、多様な分野への裾野拡大とわが国全体のPPP/PFI事業の拡大に貢献している。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	-	-	-

③ 政策効果等	<p>○本措置の適用により、短期・中期・長期のすべてのアウトカムにおいて実績値が目標値を継続して上回っており、税制措置としての高い有効性が確認されている。</p> <p>○具体的には、税負担の軽減を通じた強固な財務基盤の構築（短期）を背景に、機動的なリスクマネーの供給を行うことで、機構による支援を「呼び水」とした民間投資の誘発が最大化されている（中期）。</p> <p>○これにより、民間の創意工夫やノウハウの蓄積が多様な分野へと波及してPPP/PFI事業の裾野が拡大し、アクションプランに掲げる事業規模目標の達成（長期）に向けて着実な進展が図られている。</p>		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○出資金の財政措置では、PFI推進機構の投資における「目利き力」に対する民間金融機関等の懸念を生じさせるおそれがあるのに対し、本措置による「自前の利益（利益剰余金）」の積み上げは、確かな投資判断能力や経営の健全性の証明となる。これにより、民間金融機関等からの高い信用を確保し、共同出融資への安心感を醸成することで、財政措置では代替困難な呼び水効果を創出している。</p> <p>○また、本措置は全面免除ではなく、段階的に控除額を縮減（令和8年度は1/2）する特例にとどめており、必要最小限の措置となっている。</p>		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	<p>○各アウトカムにおいて実績値が目標値を上回るなど高い政策効果が確認され、また出資金の財政措置とは異なり、自前の利益蓄積を通じた投資判断能力の証明や民間金融機関等の安心感の醸成といった、独自の呼び水効果を創出する手段として高い相当性を有するという点検結果を踏まえ、わが国におけるPPP/PFI事業規模の持続的な拡大を図るため、引き続き本措置を継続することが必要である。</p>		
-----------	--	--	--

主担当部局：内閣府民間資金等活用事業推進室